

# 市政トピックス



## CITY TOPICS

### 税源移譲による 市県民税減額措置

税源移譲により、所得税は平成19年分から、市県民税は平成19年度（平成18年分の収入をもとに計算）から税率が変更されました。退職などで、平成19年分の所得税がかからない方は、所得税の軽減が受けられないため、市県民税率の変更による税負担の増加の影響を受けることになります。

このため、次の①・②に該当する方は、申請することにより減額措置の適用を受けることができます。

#### 対象

次の①、②の両方を満たす方が対象です。

①平成19年度市県民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）が、所得税と市県民税の人的控除額※の差の合計額より大きい方

②平成20年度市県民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）が、所得税と市県民税の人的控除額の差の合計額以下の方  
※所得税と市県民税との基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額などの控除額の差

#### 控除額

次の①から②を差し引いた金額を平成19年度市県民税から減額します。（すでに納付済みの場合は還付します）

①平成19年度の市県民税額（調整控除後）

②税源移譲前の税率を適用した平成19年度の市県民税額（税額控除前）

申請期間 平成20年7月1日～7月31日

提出書類 平成19年度分市県民税県民税減額申告書

提出先 平成19年1月1日現在居住の市区町村

### 市県民税

#### 住宅借入金等

#### 特別控除の創設

税源移譲に伴い、平成19年分以降の所得税が減少することにより、所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）に控除しきれない額が生じた場合は、一定の事項を記載した申告書を提出することにより、平成20年度以降の市県民税からこの控除しきれない額が控除できることになりました。

対象者 平成11年～平成18年までに居住を開始している方

#### 申請方法

（ア）確定申告をする方

確定申告書に住宅借入金等特別税額控除申告書を添付して、税務署へ提出してください。

（イ）確定申告をしない方

住宅借入金等特別税額控除申告書に源泉徴収票を添付して、平成20年1月1日現在の居住地へ提出してください。

申請期限 平成20年3月17日（月）

※平成20年以降、右記の市県民税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けるためには、毎年申告が必要となりますのでご注意ください。

### 市県民税

#### 「地震保険料控除」の創設

近年多発している地震災害への備えを支援する目的で、平成20年度（所得税は平成19年分）から「地震保険料控除」が創設されました。

これに伴い今までの「損害保険料控除」は廃止されますが、平成18年12月31日までに保険期間の開始の日がある「長期損害保険料（保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの）」は経過措置として今までの損害保険料控除の適用が継続されます。

#### 問合せ先

市役所税務グループ

☎ 52-111111（内線246・247・253）

